

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画について

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員がその仕事と生活の調和を図り、能力を存分に発揮できる環境をつくることを目的として策定したものです。

計画期間

平成29年1月1日～平成30年12月31日までの2年間

取組内容

【目標1】

所定外労働時間を削減するため、毎週水曜日の早帰りデーに加え、第二金曜日を「ハッピーフライデー」とし早帰りデーとする。

【対策】

周知活動と実施状況チェックにより定着化を図る。

【目標2】

年次有給休暇の消化率を50%以上とする。

【対策】

連続休暇（4日）に加え、ミニリフレッシュ休暇（2日）、ポジティブ・オフ休暇（四半期毎1日、計4日）、人間ドック休暇（1日）を新設し、定着化へ向け定期的なチェックとフォローを実施。

以上